

先端ものづくり技術指導員設置要綱

（目的）

1 埼玉県産業技術総合センター職員（以後、職員とする）が先端ものづくり技術指導員の指導・助言を受け、中小企業者等に対し、情報関連技術、ロボット関連技術及びその他の製造技術分野における先進技術の導入を支援することにより、県内産業の技術革新を推進することを目的とする。

（支援の内容）

2 技術支援先の企業等において抽出された課題を解決するため、職員に対し、指導・助言を行う。

（先端ものづくり技術指導員の定義）

3 先端ものづくり技術指導員（以後、技術指導員とする）とは、職員が支援企業の先端ものづくり化を推進する際に生じる技術的諸問題を解決するため、職員に対し、指導・助言を行う者をいう。

（登録制）

4 技術指導員は、外部の専門技術者からなる登録制とする。

（技術指導員の登録要件）

5 技術指導員は、次の各号の一に該当する者の申請によって登録する。

（１）情報関連技術、ロボット関連技術及びその他の製造技術のいずれかの技術分野における十分な実務経験を有し、本事業目的の達成に必要な指導能力を有すると認められる者であること

（２）前記技術分野に関連する研究による博士の学位を有する者、あるいは同分野に関連する技術士の資格を有する者であること

6 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、技術指導員の対象としない。

（１）暴力団の構成員

（２）暴力団員が事業主又は役員となっている団体の構成員

（３）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体の構成員

（技術指導員の募集）

7 技術指導員の募集は平成２８年４月１日より開始する。

（技術指導員の登録）

8 埼玉県産業技術総合センター長（以下「センター長」という。）は、応募書類の内容と募集担当者による内容確認の結果に基づき、応募者が必要な能力を有することを認められた場合に登録する。

ただし、令和７年３月３１日より以前に技術指導員として登録のあったものについては登録済みとみなす。

（技術指導員の登録期間）

9 登録期間は、登録日から令和８年３月３１日までとする。

(技術指導員の指導・助言対象)

10 技術指導員による指導・助言の対象は職員とする。

(指導依頼)

11 指導・助言を受けようとする職員は、様式 1 により、センター長に指導依頼を行うものとする。

(派遣)

12 センター長は、職員から指導依頼があったときは、登録されている技術指導員の中から、指導依頼の技術的課題に対して適任の者を選び、派遣するものとする。

(承諾)

13 技術指導員は、センター長から指導依頼を受け、承諾するときは、様式 2 により承諾書を提出しなければならない。

(守秘義務)

14 技術指導員は、指導上、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(技術指導員の報酬)

15 技術指導員に対する報酬の額は、1 日につき 20,000 円とする。

(成果の帰属)

16 本事業により得られた知的財産権は、支援企業、技術指導員、埼玉県産業技術総合センターの協議の上、取り扱いを定めるものとする。

(登録の取消し)

17 センター長は、技術指導員が次の各号の一に該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

(1) 指導上知り得た企業秘密を漏らしたとき

(2) 健康上その他の理由により、指導業務に堪えられないと認められるとき

(3) 技術指導員本人が書面により求めたとき

(指導報告)

18 職員が技術指導員に指導を受けた際には、指導実施後速やかに、様式 3 によりセンター長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。